

MOTのための新知財戦略提言

橋 田 忠 明

(当協会専務理事、
日本経済新聞社社友))

1. 関係省庁の整理・統合による、戦略的な「知的財産省」の創設

特許、著作権、営業秘密など知的財産は、国、自治体、企業、教育機関、消費者、専門家など、国際的にも、国内的にも、毎年、増大し、広範囲化し、複雑化している。しかも、国レベルでも、民間レベルでも、政官民一体の競争が激烈さを増す一方である。

「知的財産」は、あらゆる経済主体の存立基盤であり、社会文化の根源である。世界をリードし、世界の中での日本の特色を出すためにも、現在の特許庁、文化庁をコアに、関係省庁による「知的財産省」を創設する。

2. 国際標準と知的財産戦略を一体運営する国家戦略

新製品や新しいアイデア、ソフトを全世界に普及させるには、ISOなど国際標準化することが不可欠である。日本が世界に誇ったTQC（総合品質管理）運動も、現在ではISOの国際品質保証規格の取得に置き変わった。しかも、世界各国に比べ、日本では、トップの国際標準に対する知識や認識は非常に低い。

国、企業、大学等教育機関、消費者団体などで、「国際標準部」と「知的財産部」を一体的に運用し、世界に負けないレベルの体制を作り上げる。

3. 「デファクト方式」による二国間知財協定の拡大と「国際知財調整機関」の創設

グローバル化が急ピッチで速まっており、知的財産に関する国際紛争も激増している。現在、東アジアでは、デファクトベースの二国間経済協定が急速に拡大、そのメリットを享受して、トップから最前線まで認識が浸透している。知財に関しても、制度面も含めて、デファクト方式による二国間協定の締結を普及させて、個別の解決例を他にも波及させる。

それらを俯瞰的、総合的に情報収集し、紛争を調整するために、常設機関として「国際知財調整機関」を創設する。

4. 国家レベルの総合的な知財データベース網の構築

経済主体である国、自治体、企業、団体、機関、個人など、すべてを網羅した知的財産に関するデータベース網を構築する。コンピューター・オンラインによる情報通信ネットワークが全世界に、ますます拡大しており、日本の知財データベースを世界各国のデータベース網と連結させる。数量や類型など基礎的なデータベースに加えて、特に、知財分野では、原因、動機、金額、過程などの戦略的な内容(ケース・スタディ)を最重視してデータの蓄積、更新を行う。

5. 日本の商法、会社法及び関連法規の中に「知財」を義務化

MOTと経営者に最も速く知的財産を浸透させるためには、企業が関与する主要な法規の中に「知財」に関する項目を必須として盛り込むことである。例えば、株主総会の議案すべてに「知財面はどうか」との点検項目を必ず加えるようにする。そして、株主への説明、答弁は、他の説明と同様に、「代表取締役社長」の専管事項とする。MOTはCTOからCEOマター

になったが、知財についても、CEOが全責任を持って対処するようにし、一方、専門の知財担当者の意識改革も進め、CEOと同じ立場で物事の判断を行い、提言できる体制にする。

6. 「知財会計制度」の研究と、国、自治体、企業への全面導入

日本経済のサービス化・ソフト化は急速に進んでおり、財務分析面での「無形資産価値」に対する研究や、従来の財務諸表を使いながら、知財に関して別立ての会計資料を作成したり、「知財会計制度」の導入を検討する向きが増えている。国力や企業力などを「知財力」が決定する時代を迎えたと言っても過言ではない。

「無形資産価値」の中で、とりわけ知的財産はトップの経営戦略にとって重要な意味を持っているだけに、国家戦略として推進する必要がある。

7. 「国際弁護士」の育成と、他国の国際弁護士の活用戦略

島国ニッポンは、ともすると国際化の大波に遅れがちな通弊があるが、言葉の障害もあり、国際的に活躍し、しかも他国と対等か、それ以上に戦えるトップレベルの国際弁護士を輩出できていない。

国際弁理士も含めて、政府が本格的に予算を投入して、日本人の国際弁護士の養成に着手すると同時に、在外公館等を動員して、世界各国の一流国際弁護士を調査し、知的財産をめぐる問題など、他国に真似のできない、国、企業、大学等の国際弁護士の活用戦略を強化する。

8. 企業トップを中心とする「世界知財戦略フォーラム」の定期的な開催

特許庁、文化庁、日本経団連、経済同友会、日本商工会議所、日本経済新聞社、日本MOT振興協会などが主催して、毎年1回、世界と日本の最新の知財問題と知財政策を集中討議する「世界知財戦略フォーラム」を開催する。世界の知財に関する政策当局と企業のトップを招き、基調講演とパネル討議、企業ケース・スタディなどで構成する。知財を専門家に任せず、企業トップの経営戦略そのものにするるとともに、その時の知財問題などの解決策を共同で検討する。

9. 「新国際デジタル著作権センター」の創設と日本誘致

ITとデジタル化が世界と日本で急速に進展しているが、出版、新聞の電子化がiPadの登場により、大きく加速し始めた。デジタル著作権に関しては、世界の中で、日本が最も進んでいると言われるが、メディアのデジタル化の促進により、在来の著作権の崩壊と、新しい著作権の確立が求められる。WIPOとは別に、デファクトベースによる新しい「国際デジタル著作権センター」を設立し、その本部を日本に設置する。

10. 知財に関する総合的、体系的な資格制度の創設と、教育機関の充実化

特許、著作権、営業秘密など、知的財産のすべてをカバーする「新資格制度」を検討して、国家資格として認定するようにする。そのため、総合的な資格審査体制を構築すると同時に、大学・大学院、専門スクールから各職域研修に至るまで、日本の知財人材の育成を本格的に検討し、実施する。特に、知財能力に優れた将来のトップリーダー輩出を目的に、ある種のエリート（英才）教育のカリキュラムを研究して、若い世代から社会人学生まで、柔軟に養成する教育機関を充実させる。軌道に乗れば、人材育成の対象を、アジア全域に拡大する。

以上